

11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月18日（火）午前10時～10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、村田 信男、
磯部 恵子、河村 守浩、関谷 利彦、原野 英雄、
野村 文雄、富永 茂巳、阿部 利男、岡田 保子、
壹岐 浩二、大草 知子・・・(16人)
4. 欠席委員 繩田 加奈江、正司 浩幸・・・(2人)
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について

6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

**議長： 定刻となりましたので、11月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。**

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいている。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項15件及び報告事項1件となります。
本日の議事日程ですが、議案第5号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第5号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

**議長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
旧市地区の江本委員、厚南地区の河崎委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。**

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページとなります。事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画変更の必要が生じた場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。
具体的な内容の説明は、宇都市農業振興課にお願いしたいと思います。
以上です。

議長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 農業振興課 農地活用担当手係主任竹田雅信と申します。
本件について、竹田から説明します。
議案書議案第5号、次の39ページをお開きください。
農業振興地域整備計画の変更について概要を表にしたものです。
番号1 吉部です。
申請地は大字●●●字●●●●●番外●筆で地目は田、畠、合計面積は
●●●●m²です。
事業実施者は、申請地の付近を昨年相続しております。
変更後の用途は植林として利用するものです。
議案書41ページは位置図です。
申請地は、●●●●の北北東約●●kmに位置します。
次に42ページをお開きください。付近見取図です。
申請地は周囲が山で囲まれており、孤立した農地です。
43ページ、44ページは分間図で、45ページは事業計画書、46ページ、
47ページは土地利用計画図です。
所有者は実家の不動産を相続で取得しましたが、維持管理が出来ないことから植
林して山林として管理を希望しております。
なお、申請面積は事業計画の規模に適したものとなっています。
工事の工程については、着工は許可後に整地を行い、植林を終えるのは令和9年
3月頃の予定です。
48ページから50ページまでが現状の写真です。
申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地
ではありません。山口県農業協同組合からは「意見無し」旨の意見書が提出され
ています。
また、隣接農地所有者からは、同意書が提出されています。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長： 本件について、質問や意見等ございますか。

議長： 質問させていただきますけど、隣に水田がありますが、近隣農地の所有者は了解が得られていますか。

農業振興課： はい。同意書が出ております。

議長： わかりました。当該地は何年位耕作されていないのですか。

農業振興課： 現地確認に行きましたが、相当年数耕作されていないと考えられます。

議長： 写真ではフキ畠の様に見えます。

議長： 本件について、質問や意見等ございますか。

原野委員： 畠の隣は家でしょうか。

農業振興課： はい。隣は家が建っております。ただ、今後住む予定はなく住居も一体利用地として処分します。

原野委員： 家を壊して処分する。分かりました。

議長： 採決に入ります。議案第5号の農業振興地域整備計画の変更について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成でございますので、議案第5号の農業振興地域整備計画の変更については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の竹田さん、ありがとうございました。以上で議案第5号の審議は終わりますので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10：08)

議長： 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、29番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、29番は、許可します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの東岐波地区の議案、78番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 東岐波地区は承認しています。これは農地を取得され道が無いという事で、隣の農地を取得して耕作用の道路にしたいということです。道が無いと大型の機械が入りにくいだろうという事で、東岐波地区としては承認しています。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、78番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの西岐波地区の議案、79番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしくお詫びます。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、79番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページ、9ページの旧市地区の議案、80番、81番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、80番、81番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページ、13ページの厚南地区の議案、82番、83番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、82番、83番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページの二俣瀬地区の議案、84番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

上田委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、84番は、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は17ページから26ページの議案、52番から56番までの5件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください
52番、大字沖宇部です。宅地、集会所の敷地及び駐車場として使用され現在に至っています。
53番、開です。家屋の建築及び増築により宅地として現在に至っています。
54番、大字際波です。土地の取得時より耕作されておらず、草木が生い茂り現在に至っています。
55番、大字善和です。国道の拡幅計画に伴いアスファルト舗装されたものの買収地から除かれ、現在に至っています。
56番、大字山中です。耕作放棄され荒廃し現在に至っています。
以上です。

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：55番の善和は何でしょうか。現状は道ですか。

事務局：国道になります。

原野委員：国道490号線の側道です。

議長：土地の買収後にアスファルト舗装されたのでしょうか。

大草委員：この55番の農地買収は大体わかるのですが、ご本人が舗装されたのですか。

事務局：いいえ。国です。

大草委員：買収地から除かれていますから、土地の所有権はどこにあるのですか。

議長：地主です。

大草委員：土地を貸しているという事ですか。

原野委員：貸してないです。自宅に入る所が道になっている。家の前です。

大草委員：それを地方公共団体が舗装してあげたという事ですか。

議長：そういう事になります。

大草委員：どういう風にしたらやってもらえるのでしょうか。

議長：通常は無理です。

大草委員： 素晴らしい事ですね。私有地の高齢者がでこぼこ道を押し車で苦労している中、市の公共団体に「舗装してほしい」と要望したら綺麗にしてくれるんですね。

議長： それは勘違いです。

事務局： 元々国道490号線の拡幅という予定があり、元々ここまで広げる予定で工事しましたが、終わってみたら必要なかったという事です。

大草委員： 不必要な工事だったという事ですよね。

議長： はい。そうです。

大草委員： この工事は誰のお金でやっているんですかね。

議長： 国の税金です。

原野委員： 工事は県がやっていますが、お金は国が出している。国道だから。

大草委員： 酷い話です。こういう前例を作ったという事は、何らかの交渉をすれば、ここのようにガタガタの所を舗装してもらえるという事ですよね。

議長： できません。

事務局： 公共事業です。公共事業で国道の拡幅工事に伴うものです。ですから、どこでもという訳ではないということです。

大草委員： でも所有権は個人ですよね。

議長： はい。公共事業ではよくある事です。

議長： それでは採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の審査となります。小野地区において、委員に関する事項があるため、まずは小野地区について審査し、その後にそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、野村委員の退席を求め、小野地区について審査します。

(野村委員退出 10:28)

事務局、小野地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから35ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聞くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 【小野地区よろしいですか】

富永委員： 問題ありません。

議長： 分かりました。それでは採決します。
原案どおり決定することに賛成の方は、拳手をお願いします。

(全員拳手)

議長： 全員賛成ですので、小野地区は原案どおり決定します。
野村委員、席にお戻りください。

(野村委員入室 10：30)

続いて、小野地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから32ページおよび36ページから38ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聞くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【旧市】、【二俣瀬】、【船木】、【万倉】、【吉部】の委員さん、
よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、拳手をお願いします。

(全員拳手)

議長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は1件です。
報告第1号、議案書は51ページ、52ページです。旧市地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があつた旨の報告です。解約後は、新規就農者が農地を借り入れることとしています。
以上です。

議長： 新規就農者が農地を借りるのですね。

**ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。**

(事務局から次回日程について連絡)

**議長：すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、11月定例総会を閉会します。**

(終了時間 10:35)